

(公財) 小山育英会奨学生募集要項 (令和3年度)

1. 経済的事情のため進学が困難な生徒を対象に、奨学生を募集します。

2. 奨学金の区分
「給付」(返還なし)

3. 奨学生の募集条件等

(1) 募集奨学生の種別

- 大学 「4年制以上の大学生」
- 短大 「短期大学生」
- 高校等 「高校生及び高等専門学校生」
- 編入学 「高等専門学校及び大学への編入学生」
- ※ 通信教育、専攻科、別科、大学院、専修学校及び各種学校は除きます。

(2) 奨学金給付月額及び採用人数

○ 大学	月額 25,000円	大学・短大で5人～10人程度採用
○ 短大	月額 13,000円	
○ 高専(4、5年生)	月額 13,000円	高校・高専で5人～10人程度採用
○ 高専(1～3年生)	月額 8,000円	
○ 高校	月額 8,000円	
○ 編入学	高専(4、5年生)月額 13,000円 大学 月額 25,000円	高専(4、5年生)・大学で若干名採用

(3) 申請基準等

- ① 保護者が田辺市及び西牟婁郡に住民登録がある生徒を対象とします。
- ② 世帯収入の申請基準は、(公財) 小山育英会推薦収入基準内世帯の生徒が申請できるものとします。この中から選考会で選考の上、採用人数の範囲内で決定します。
- ③ 新規採用は入学時のみとし、中途採用はありません。
- ④ 田辺市修学奨学金及び和歌山県修学奨励金、日本学生支援機構並びに民間の奨学金等で、貸与で採用された場合も併用を認めます。
- ⑤ その他の給付の奨学金制度の併用はできません。

(4) 募集時期等

- ① 来年度の募集時期は、令和2年12月7日(月)から令和3年1月14日(木)までとします。
- ② 面接試験があります。(3月14日(日)を予定)
- ③ 選考会で選考の上、3月下旬に採用者を内定し通知します。

(5) 提出書類

- ① 願書(様式1、申請者用)
- ② 令和2年度所得証明書(令和元年中の所得を証明したもの)
※父母又は父母に代わって家計を支えている人について必要です。
※市町村役場で交付しています。
※田辺市では、本人以外の方が代理で上記証明書を申請する場合、委任状が必要ですのでご注意ください。ご家族の証明書を申請する場合も委任状が必要です。添付している委任状をご使用ください。(田辺市以外の方は、それぞれの役場でお問合せください。)
※令和3年度田辺市修学奨学生(奨学金・入学準備金)を申し込まれた方については、添付書類の「所得証明書」をコピーで対応することもできますので、教育総務課までお問合せください。
- ③ 給与収入、年金収入以外の所得(営業所得、農業所得等)がある方は、収入金額が確認できる申告書控えの写し(税務署等の受付印のあるもののコピー)もあわせて必要です。
※申請者は、上記の提出書類を、在学又は卒業の学校に提出してください。
※学校は、生徒からの上記書類を確認のうえ、次の書類を添付し、事務局にご送付ください。
 - ① 推薦調書(様式2、学校用)
 - ② 成績証明書(在学及び卒業校が高校・高専の場合。各校の様式で、3年の成績見込が入っているもの)

4. その他 問合せ等は、田辺市教育委員会 教育総務課(電話 0739-26-9941)へ

(公財) 小山育英会奨学生願書 (様式1) の記入について

1. 「生計を一にする家族及び所得」欄

(1) 同一世帯の方を記入してください。

生計を一にしている人は、同居、別居を問わず全員記入してください。

(2) 別居独立の生計を営む兄弟や、生計を一にしない別居の祖父母等並びに生別した人は、記入する必要はありません。

(3) 「続柄」は、出願者本人から見た関係を、「年齢」は、出願時現在で記入してください。

(4) 「就学者」とは、次の学校に在学する人をいいます。

小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、特別支援学校、専修学校（学校教育法第124条に規定される学校で、第134条に規定される各種学校は含まれません。）

(5) 「職業」について、勤労者は勤務先、自営の場合は業種名・店名等を記入してください。

(6) 「所得の種類」は、所得証明書に記載の名称を記入してください。

所得証明書に記載のない親戚知人からの援助・養育費・生活保護法の扶助費、失業給付金等については、「その他」と記入してください。特に養育費がある場合は、その年間金額について必ず記載してください。

(7) 「収入金額(税込)・売上高」の記入に当たっては、次のことに注意してください。

給与所得、年金所得(雑所得)の場合は、「所得証明書」の()内の金額をいいます。

給与所得以外の場合は、申告書の収入金額を記入してください。「所得証明書」の所得金額ではありません。文字通り売上高(自家消費分も含む)のことです。父母又は父母に代わって家計を支えている人の収入を記載してください。

① 令和元年1月～12月までの1か年の収入金額を記入してください。

② 同一人で2種以上の所得があるときは、適宜上下に区分して記入してください。ただし、いずれも給与所得の場合は合計した金額を記入してください。

③ 令和元年の途中で就職・転職(開業・転業等を含む)又は令和元年に新たに就職した場合は令和元年の月収及び賞与等を考慮のうえ、令和元年の1年間に見合った年間収入金額を推算して記入してください。

(8) 「所得(利益)金額(税込)」は、次の方法で計算し、記入してください。

① 給与所得の場合…(公財)小山育英会奨学生推薦収入基準によります。

収入金額から収入基準表に記載の給与所得の控除額を控除した額となります。別紙「給与所得金額早見表」により記入してください。

※所得証明書の所得金額ではありません。

注1 収入金額及び所得金額は万円未満を切捨てて適用する。

2 給与所得者が2人いる場合、この計算は各人別に算出してください。収入金額が多い方には「《A》給与所得金額早見表」を、収入金額の少ない方には「《B》給与所得金額早見表」を適用してください。

3 同一人で2種以上の収入源があっても給与所得の場合は、収入金額を合算したあと万円未満を切り捨てて所得金額を算出してください。

4 同一人で2種以上の収入源があっても、給与所得と給与所得以外の所得の場合は、給与所得については上記により算出してください。

② 給与所得以外(営業所得、農業所得等)の場合
所得証明書の所得金額を記入してください。

2. 「事業内容」欄

事業所得、農業所得の場合詳しく記入してください。

3. 「家庭事情」欄

奨学金の給付を希望するに至った事情、願書表面に記載できない事情等を具体的に記入してください。

4. 「署名」欄

「年月日」は、願書を学校へ提出する年月日を記入してください。

(公財) 小山育英会奨学生推薦調書(様式2)について (学校用)

1. 「住所」欄
住所は、学校在学時の住所を記入してください。
2. 「学習の成績」欄
5段階評価で記入してください。5段階評価でない場合は、5段階評価に換算し記入してください。なお高校の場合は、学業成績証明書(3年生の成績見込が入っているもの)を添付してください。
3. 推薦所見は、学業、勉学への意欲、身体(健康状況)、家庭状況(特に詳しく記入)について記入してください。
4. 「判定」欄
(公財) 小山育英会奨学生推薦収入基準により、判定をお願いします。所得金額から特別控除額を差し引いた「認定総所得金額」が収入基準以下の者を推薦してください。

書類の作成と収入証明等についてお願い

1. 書類の作成について
「小山育英会奨学生願書の記入について」、「小山育英会奨学生推薦収入基準表(令和3年度)」によりますが次のことについてよろしくご指導願います。
(1) 願書について
① 願書の提出は、令和3年度に新1年生となる生徒及び編入学する生徒を対象とします。
(学年の中途採用はありません。)
② 収入
令和元年1月～12月の1か年分を記入することになっていますが、中途の転・退・就職等の異動がある場合は、申込日現在の状態における年間収入金額(令和元年年分)を推算して記入させてください。
また、次の点についても、ご注意願います。
a. 家族構成、修学状況その他から判断して収入が過少であると思われるとき。
(1年分か、援助関係はないか等)
b. 母子家庭、高齢者・障害者のいる家庭
(年金の有無とその額を記入させてください。また、養育費受取額がある時は必ず記入させてください。)
c. 農家で耕作面積に比して実収入の少ないとき。
(地域の平均実収入に至らない事情—幼木、立地条件の不利等を記入させてください。)
d. 無収入で所得記入のないとき。
(現在の生活費の出所を願書に記述させる。また、生活保護の受給、近親者の援助のあるときは月額から推算した年額を記入させてください。)
2. 所得証明書等の扱いについて
募集要項の必要書類が揃っているかご確認ください。所得証明書は、父母又は父母に代わって家計を支えている人について必要です。
※ 源泉徴収票や年金支払通知では、他の所得の有無がわかりませんので必ず所得証明書の提出をお願いします。
※ 先に令和3年度田辺市修学奨学生(奨学金・入学準備金)を申し込まれた方については、添付書類の「所得証明書」をコピーで対応することもできますので、教育総務課までお問い合わせください。
3. 書類等の提出について
「判定」のうえ推薦調書等を添えて、田辺市教育委員会教育総務課へ提出願います。
提出締切は、令和3年1月29日(金)です。
※ 書類の不備、記入漏れ等は、判定材料を欠くものとして、選考から除外されることもありますので不備のないようお願いいたします。